

食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて

(案)

平成 1 8 年 1 0 月

食品安全委員会

リスクコミュニケーション専門調査会

目 次

頁

1 . はじめに	5
2 . リスクコミュニケーション専門調査会における議論	5
(1) 各専門委員等の発表及び議論の概要	5
情報の発信、伝達、共有	5
意見・情報の交換の双方向性	7
リスクコミュニケーションの方法、効率性の改善	7
(2) リスクコミュニケーションの調査により得られた知見	7
諸外国におけるリスクコミュニケーション事例に関する調査	7
リスクコミュニケーション技術等に関する調査	8
食品安全委員会が実施する意見交換会の評価	8
消費者の意識調査	8
(3) リスクコミュニケーションの現状と改善のためのアドバイス	8
3 . 平成15年7月以降の国によるリスクコミュニケーションの	
実施状況と課題	9
(1) 各種の会合、資料の公開	9
(2) 意見交換会の開催	10
(3) 意見・情報の募集	13
(4) 関係者との意見・情報の交換(国、地方公共団体、 食品関連事業者、消費者、メディア、学界等)	13
(5) ホームページ、電子メール、印刷物等による情報 発信	14
(6) 電話、ファクス、電子メール等による問い合わせ への対応	15
(7) 食品安全モニター	16
(8) 調査及び研究	16
(9) 諸外国との連携	17
(10) 食育	17
4 . 改善の方向性	18
(1) 総論	18
(2) 各論	19
関係者間の情報基盤の共有	19
意見・情報の交換の双方向性の確保	19
意見・情報の交換の効率の向上	20

5．今後検討すべき内容	2 1
6．おわりに	2 2
リスクコミュニケーション専門調査会 専門委員及び専門参考人名簿	2 3
表1．これまでの発表とリスクコミュニケーション専門調査会での議論	2 5
表2．厚生労働省及び農林水産省におけるリスクコミュニケーション研修の実績	3 1
表3．平成 17 年度食品の安全性に係るリスクコミュニケーションに関する調査	3 3
表4．リスクコミュニケーションの現状と改善のためのアドバイス	3 5

1. はじめに

リスクコミュニケーション専門調査会では、平成15年9月17日に第1回の会合を開いて以来、食品安全委員会の求めに応じて、食品の安全性確保のためのリスクコミュニケーションのあり方について調査審議を行ってきた。

これまでに、平成16年7月に食品安全委員会が決定した「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」(以下「現状と課題」という。)のとりまとめのための調査審議を行い、その後、平成16年8月からは、今後の取組方針として整理された諸点を踏まえて、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等について、調査審議を進めてきた(取組状況については別紙参照)。さらに、平成17年8月からは、食育基本法制定を契機に食品安全委員会としてどのように食育に貢献していくかについての調査審議を追加した。

この中で、リスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等については、会合の都度、国が実施したリスクコミュニケーションについて報告を受けながら、専門調査会内外の15人の有識者による発表をもとに検討を続けてきた。

本文書は、これらの発表等をもとに、現在、国によって実施されているリスクコミュニケーションについて、現時点で取組可能と考えられる改善の方向についてとりまとめたものであり、今後、国が食の安全に関するリスクコミュニケーションに取り組んでいく際の参考とすべきであると考えている。

2. リスクコミュニケーション専門調査会における議論

(1) 各専門委員等の発表と議論の概要

リスクコミュニケーション専門調査会においては、食品安全委員会から調査審議を求められた事項に対応し、現在、国が実施している食の安全に関するリスクコミュニケーションに必要な改善を施していくために、第15回会合(平成17年7月4日)から第24回会合(平成18年4月25日)までの間、専門調査会内外の15人の有識者から、リスクコミュニケーションに必要な点等について発表、指摘を得た。個々の発表及び質疑の概要は表1のとおりである。

この間の議論を、情報の発信・伝達・共有が適切になされているか、意見・情報の交換の双方向性が確保されているか、リスクコミュニケーションの手段は効率的かの視点から概観してみると、現状は以下のとおりと考えられる。

情報の発信・伝達・共有

ア 国からの情報発信

関係者の立場や考え方が異なる中で、国が、科学的知見やそれに基づく

リスク評価、種々の社会的経済的観点を勘案したリスク管理措置の考え方などを、まず、正確に、わかりやすく、即時に、そして誰でもアクセス可能な形で情報発信することが重要であることが改めて認識された。しかし、これを達成するための体制や方法論については、例えば、リスクを伝え理解してもらうために必要な、数値や確率の問題を扱う場合に正確、かつ、わかりやすい表現の仕方が難しいなど、問題があることが示された。

今後、子供や高齢者、専門家など対象者別の情報提供を行ったり、評価の前提となる科学的知見、情報を随時、丁寧に紹介、説明することの必要性が指摘された。特に、消費者に何かを押し付けたりすることではなく、選択する力、判断する力をつけていくための情報提供が必要であること、リスク評価者とリスク管理者との間や消費者と食品関連事業者間など関係者間の意見・情報の交換の場を設けたり、また、情報発信する際の送り手などの人材を養成していくことが必要であることが示された。

イ 情報の伝達

情報の伝え手であるメディアについては、インターネットなどの発達とともに、メディアが多様化する中で、伝えられる情報の内容、信頼性について、検討の必要性が指摘された。

現在、消費者のほとんどは食の安全に関する情報をマスメディア報道から得ている。しかし、その一方で、食の安全に関する報道の中には、取材した内容と実際の報道振りとは、見出しや発言の内容の意味合いが変わってしまっていることがあるとの指摘もされた。さらに、一部の番組においては、情報提供が不十分なため、健康被害を起こすような事例もみられる。

このため、発信された情報がどのように報道され、消費者をはじめとする関係者にどのように受け止められ、行動に影響を及ぼしているか等の調査をすべきとの指摘があった。

ウ 情報の受信、リスクの認知、回避の行動等

食の安全に関する情報を受信する際には、食べ物や栄養が健康、病気に与える影響を過大に評価し、信じてしまう傾向があり、これを打破していくためには、関係者がさまざまなメディアから送られてくる多種多様な情報を正しく読み取り取舍選択する能力を向上させていく必要があることが指摘された。その一方で、わが国の消費者の間に根強く存在している食品、食品行政に対する種々の不安、不信を解消していくためには、明快な裏づけに基づく丁寧な説明が必要であるとの指摘がされた。また、食の安全に関する情報の受発信を円滑に進めていくためには、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者、専門家、メディアなど関係者間のネットワークを構築していくこと、関係者自らの情報の受発信の技量の向上が必要であること等の指摘がされた。

これらは、リスクコミュニケーションの実施による食育への貢献策とし

ても位置づけていく必要がある。

意見・情報の交換の双方向性

食品安全基本法の施行以来、国による食の安全に関する情報提供は、質、量とも格段の進歩があり、意見・情報の双方向の交換の取り組みも行われるようになったが、双方向性が十分確保されているかという点になると、未だ、不十分であり、関係者の間にかなりの不満があることが指摘された。

具体的には、意見・情報の募集時や意見交換会の際に出された意見が、どのように検討、反映されていくのか、その過程が不透明ではないか、誤解に基づく意見に対して適切な反論や議論が行われていないのではないか、また、意見交換会の場が関係者の主義主張の場に使われているのではないかと指摘がされた。

リスクコミュニケーションの手段の効率性

リスクコミュニケーションの実施にあたり、前提として、専門家とそれ以外の人との間のリスクに対する意識のズレ、リスクに直面したときの人間の本能と理性の食い違いを認識することが大事であるとの指摘があった。そして、リスクコミュニケーションの対象（相手）が、どのような情報を欲しているのか、すなわち「相手を知る」「相手から要望を聞く」システムの構築や人材育成の検討、伝える情報の質と量（特に、絞りこむことの重要性）や、相互のアクセスの容易さに関する検討の必要性が指摘された。さらにはリスクコミュニケーションの実施方法としては、リスク評価とリスク管理の関係をわかりやすく示すリスクコミュニケーションを行うことの重要性が指摘された。

リスクコミュニケーションにあたる行政担当者の人材育成は、リスク管理機関において、これまでも行われてきている（表2）。今後、関係府省間によるリスクコミュニケーションを潤滑に行うための人材育成、マスコミ対応の組織の強化と人材育成の必要性が指摘された。

また、これまで実施したリスクコミュニケーションから導き出された課題、改善を要する点についての検討にあたっては、国、自治体、業界や消費者の団体など各方面でのノウハウを活用していくことが提案された。

(2) リスクコミュニケーションの調査により得られた知見

食品安全委員会が実施したリスクコミュニケーション関係の調査により、以下の知見が得られた（表3）。

諸外国におけるリスクコミュニケーション事例に関する調査

ア 欧州における消費者団体の中には、食品の安全性の確保に関して、高い政策分析能力、科学的専門性を備え、行政機関と協力して政策・企画・立案に参画している団体が存在している。

イ オランダ、カナダの食品関係のリスクコミュニケーションの特徴として、参考とすべき点としては、以下が考えられる。

- ウェブ、メディアを通じて情報提供を行い、ターゲットを絞った形で実施されている。
- リスクコミュニケーションの戦略を立てる上で、フォーカスグループ会議、コンセンサス会議などが背景調査として実施されている。
- 発信した情報がどのように伝えられ、受け止められているかの分析が随時行われている。
- 必ずしも、評価に用いる資料や評価作業そのものを公開しているわけではなく、透明性の確保のための措置は、ウェブ上への情報公開やパブリックコメントの実施などを通じて行われている。

リスクコミュニケーション技術等に関する調査

- リスクの発生状況、行政やリスクによる事後の対応の差異が、メディアを通じて国民に伝えられることにより、リスクの受け止め方、それによる行動に影響を与えていることが推察された。
- 消費者は情報の出所が明らかで整合のとれた情報が迅速に報道されることを望んでいる。また、リスク発生時には、科学者（リスク評価の専門家）による迅速なコミュニケーションを望んでいることなどが示唆された。

食品安全委員会が実施する意見交換会の評価

- 意見交換会の講演者やパネリストにおいては、事前にキー・メッセージを特定しておくこと、意見交換会参加者の関心がどこにあるかを踏まえ、適切な情報の取捨選択を行うこと、穏やかな表情で対応することなどが必要である。
- 意見交換会におけるコーディネーターの資質の向上が重要である。
- 目的やターゲット層を明確にするなど意見交換会の設計の柔軟性が必要である。

消費者の意識調査

- リスク評価について理解している人は、少数にとどまっている。
- 食品安全情報を入手する媒体として、マスコミ（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ）が多数を占める。

(3) リスクコミュニケーションの現状と改善のためのアドバイス

これまでの議論で出された、リスクコミュニケーションの現状に対する指摘のアドバイスの視点は、情報基盤の共有、情報交換の双方向性、意見・情報の交換の効率に大別される。それぞれの視点からの指摘事項 / アドバイス

は表4の通りである。

情報基盤の共有という点では、特に、その分野の専門家とそれ以外の人との間に、リスクの捉え方や安全性に対する考え方に違いがあることを認識、考慮する必要があると示唆されている。食品安全委員会は、リスク評価の役割を担っているが、当委員会が実施するリスクコミュニケーションにおいて、リスク評価とリスク管理が密接に関連しているため、明確に分けて議論、考察することは難しい実態も見られる。とりわけ、消費者に対しては、評価結果が管理措置に反映されるプロセスを適切に説明しないとリスクコミュニケーションが十分行われたとの評価が得られにくい状況にある。意見・情報の交換の効率については、情報の伝え方だけではなく、消費者の情報の判断力といった側面にも言及した助言もあった。

リスク評価とリスク管理の分担と連携についても、改善策を考える上で考慮すべき事項と考えられる。特に評価機関として、他の関係者からの信頼を得るためには、独立性、公平性、透明性を保ちつつ、リスク評価機関とリスク管理機関での情報交換や調整を行うことの必要性も示唆された。現在、食品安全委員会では、意見交換会の開催、食品安全モニター会議の開催、ホームページの開設、メールマガジンの配信等、積極的にリスクコミュニケーションに取り組んでいるが、府省間の連携と調整がスムーズに行われるようなリスクコミュニケーションにあたる組織体制の強化、人材養成も、必要ではないかとの指摘もあった。

各専門調査会がより良く機能してゆくために、たとえばリスクコミュニケーション専門調査会として、企画専門調査会や緊急時対応専門調査会との情報交換や連携の機会も設けることを検討してはどうかとの意見もあった。

3.平成15年7月以降の国によるリスクコミュニケーションの実施状況と課題

況と課題

食品の安全性に関するリスクコミュニケーションについて、その手段ごとの取組状況とリスクコミュニケーション専門調査会における議論等から導かれた課題は以下のとおりである。

(1) 各種の会合、資料の公開

取組

食品安全委員会の会合は、知的所有権やプライバシーに関わることで、委員長、座長が必要と認めた場合を除き、委員会、専門調査会とも資料とともに原則として公開で開催されている。

会合の議事録は、会合開催後、概ね2～3週間で委員会のホームページに掲載されている。

厚生労働省では、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会及び部会を公開で開催し、資料と議事録をホームページで公開している。

農林水産省では、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会と部会、農業資材審議会農薬分科会や同飼料分科会等を公開で開催し、資料と議事録をホームページで公開している。

課題

食品安全委員会では委員会、専門調査会における審議内容、資料は、現在、原則全て公開されており、一定の評価を得ているが、審議内容の公開については、知的財産の関係から公表が困難な知見に基づく議論が難しい、あるいは意見を述べる際、関係方面からの期待や重圧を感じる等の意見もある。一方欧米では、専門家の会合は、「いつ、どこで誰が何についての議論をするのか」を明確にした上で、審議そのものは、非公開で行われていることが多い。

食品安全委員会においても、審議と詳細な議事録が公開されることによるメリット（例：誰でも、即時に議論されていることを見とどけることができる。）と、デメリット（例：要点や結論が整理されていないために読んでわかりにくい。情報が整理されないままに伝搬する。）及び、審議を公開しない場合のデメリット（例：どのように審議されて結果が導き出されたかがわかりにくい。）や、これらによる人々の信頼性確保への影響を考慮した上で、会議ごとに要点や結論を整理し公表することとしてはどうか。また、より一層中立、公正、かつ内容を深め効果的に科学的な議論を担保するために、場合によっては審議の一部を非公開で行うことを検討してはどうかとの指摘があった。

なお、平成18年6月より、食品安全委員会の電子メールマガジン「食品安全委員会e-マガジン」を週一回発刊しているが、この他にも適時に情報を発信できるシステムを構築し、活用することにより、審議の経過と結果に対する透明性を確保しつつ、利害関係者の自由活発な発言を促せる方法を検討することも、今後の課題である。

(2) 意見交換会の開催

取組

食品安全基本法施行後に、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省が連携して開催した意見交換会は、平成18年6月末までに全国各地で229回（うち東京での開催は55回）を数える。

これらの意見交換会への参加者は、各回当たり数十名から数百名であり、その合計は延べ約3万7千名となっている。

意見交換会のテーマ別に見ると、関係者の関心の深い食品健康影響評価やリスク管理措置に対応して、牛海綿状脳症（BSE）関係が131回、食品中の残留農薬対策関係が32回、輸入食品関係で13回、魚食・メチル水銀関係が10回、遺伝子組換え食品関係が2回等となっている。

食品安全委員会の実施した参加者アンケート等から参加者の構成を関係者

別に見ると、消費者 25 %、食品関連事業者 25 %、行政関係者 32 %、その他（研究、マスコミなど）18 %となっている。また、年代別の構成を同様に見てみると、30 歳未満 6 %、30 歳代 16 %、40 歳代 29 %、50 歳代 31 %、60 歳代以上 18 %となっている。男女別に見てみると、男性 68 %、女性 32 %となっている。

また、食品安全委員会の実施した BSE 関係の意見交換会におけるアンケート回答者を参加回数別に見てみると、初めて参加したとする人は 24 %、複数回参加しているとする人が 76 %と増える傾向にある。

意見交換会の開催の周知については、主催者側からは、各府省のプレスリリース、ホームページ、メールマガジン、各府省から関係自治体、団体等への通知などがされている。参加者のアンケート結果等をみると、個人で申し込む一般消費者は少なく、所属する会社、団体からの知らせによって開催を知ったとする方が多い状況となっている。

周知期間については、最短で開催日の 6 日前から、最長で 55 日前にプレスリリースされている。平均すると、開催日の 20 日程度前から周知されている状況である。食品健康影響評価案の意見・情報の募集期間に合わせて実施する場合、米国産牛肉のリスク管理措置関係など全国各地で開催する場合などは、専門調査会等における調査審議や会場設定などの事情等から周知期間が短くなる傾向がある。

意見交換会の形式については、情報内容の正確な伝達が主な目的の場合は、専門家、行政からの説明の後に会場参加者と意見交換を行う形式、テーマに対する見解が多様で、課題の整理や問題点の抽出を行うことで意見交換会がスムーズになると判断される場合は、パネルディスカッション形式、

課題や問題がどこにあるか抽出することが必要な場合や、関係者の相互理解が主たる目的の場合は円卓形式による議論など様々に試みつつある。

開催時期についても、食品健康影響評価結果案に対する意見・情報の募集期間中に行うなど工夫をしたケースもある。

課題

意見交換会の開催については、マスコミ報道等による迅速な情報提供等により、問題の所在や、各関係者の問題に対する立場や意見、その時点でどのような段階まで議論が進んでいるのか、その後どのように進んでいくのか等について、全国の関係者に見えやすくし、各々の対応を考えるための参考となる機能を果たしてきていると考えられる。

しかし、リスクコミュニケーションとして、各関係者の間の多方向の意見・情報の交換を行い、政策決定に反映させていくための機会としては、以下のような問題点が指摘されている。

ア 主催者側からの一方的な情報提供による評価結果や管理措置を押しつけているような印象を与えている場合がある。

イ 主催者側からのメッセージのポイントの整理（目的、主旨の説明など）が不十分なことから、参加者の議論がかみ合わない場合がある。

ウ 消費者、食品関連事業者、生産者、行政関係者、専門家など関係者が一堂に会する意義はあるものの、出席者の間で問題に対する知識、関心に相当の違いがあり、内容の消化不良や不満がある。（説明や配布資料、会場での議論が、さまざまな関係者からの要望にすべて対応できるものではないために、これを難解に感ずる参加者と、物足りなく感ずる参加者がある。）

関係者ときめ細かな情報交換ができるよう例えば資料については概要版と詳細版の２種類を配付するなど様々な工夫が必要である。

エ 食品安全委員会ではリスク分析や、リスク評価の考え方、リスク評価の結果について、多くの関係者に周知し、情報交換をすることを主な目的として意見交換会を開催してきた。しかしながら、周知方法、開催方法、テーマの選定、説明資料、会の進行などが、この目的に必ずしも合致していなかったことから、ある程度成果をあげてきたものの、関係者に広く普及するには至っていない。

リスク評価について、詳細な議論をするためには、専門的な知識も必要となる。また、関係者それぞれの役割に対する相互認識も必要である。

これらの点については、目的にあったリスクコミュニケーションの手法（すなわち、意見交換会だけでなく、他の媒体を活用した周知方法や、ターゲット、テーマの絞り込み等）の検討をしながら改善する必要がある。

オ リスク評価に関する意見交換会においても、評価の内容よりは、評価に基づいて予想される管理措置に対する意見が多く、リスク評価者では回答できない場合がある。これには目的、趣旨を明確にし、リスク評価とリスク管理をはっきり区分した意見交換会がよいのか、リスク評価、リスク管理どちらの意見にも対応可能な体制の意見交換会がよいのか議論する必要がある。

カ 関係者の代表や学識経験者によるパネルディスカッション方式については、論点の整理が効率的に行える点で評価されているが、会場参加者の発言時間が不十分となる等の不満がある。他方、会場参加者との質疑を重視すると、議論を十分に深めることが出来ない可能性がある。

パネルディスカッションを効果的に行うためには、パネリスト同士の意見交換の時間を十分確保することが重要であり、そのためにはさまざまな立場の関係者の考え方を理解し、意思疎通を図ることができる者を必要とするがその確保が困難な状況にある。

キ 意見交換会のテーマによっては、関係者の利害が明らかに異なっており、

また国からの情報提供が主となり、十分な意見交換には至らず、複数回開催しても、同じ主張の繰り返しに留まっているケースもある。また、関係者間の対立が鮮明になる場合も見うけられ、特に、BSE 問題に関する意見交換会で、そのような傾向が見られた。国が主催する大規模な意見交換会の場では、限られた時間に多様な利害関係者間での相互理解に至るまでに議論を深めていくことは難しく、自治体や関係する消費者や業界の団体等の協力を得て少人数での意見交換会も含め、さまざまなレベルで多様な意見交換の試みを行う必要がある。相手の考え方を理解した上で、ではどうするか等を考えていくための意見交換の方法を検討する必要性が示唆される。

(3) 意見・情報の募集

取組

これまで、食品安全委員会が実施した食品健康影響評価案や評価のためのガイドラインなどに関する意見・情報の募集は135件（平成15年7月～平成18年6月）、厚生労働省、農林水産省及び環境省のリスク管理措置に関するものについては、農林水産省では154件（平成15年7月～平成18年6月）、厚生労働省で平成17年度において23件、環境省において平成16年度に1件、意見・情報の募集が行われている。これらの意見・情報の募集は、電子メール、ファクス、郵便を通じて行われている。

食品安全委員会においては、寄せられた意見・情報を担当の専門調査会に送り、意見・情報の数が少ない場合は、その全てに対して個別に専門調査会の考え方を記した回答を作成している。意見・情報の数が多い場合は、同趣旨のものをひとまとめにした上で、専門調査会の考え方を記した回答を作成している。これらの質問回答資料は最終的に委員会で議論され、最終的な食品健康影響評価等が決定されている。厚生労働省、農林水産省においては寄せられた意見・情報に対して考え方を示し、意見・情報を考慮した上で規格基準の設定等リスク管理措置の策定にあたっている。

課題

意見・情報を提出しても、それがどのように議論、反映されたのかがわかりにくいとの指摘がある。具体的にはリスク評価に関する意見・情報の募集の際にも、リスク管理に関する意見・情報が寄せられることがあり、多くはリスク管理機関に伝える旨のみ回答している。このことから、このような場合には、リスク評価機関とリスク管理機関の役割分担を踏まえつつ、リスク管理機関においてリスク管理措置が決定された段階で、その内容等についてリスク評価機関からも情報提供できるよう検討する必要がある。

(4) 関係者との意見・情報の交換（国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者、メディア、学会等）

取組

食品安全委員会においては、これまで、消費者、地方公共団体、食品関連事業者、メディア等の関係者と委員との懇談会を随時開催しており、また、都道府県や市町村との連絡会議や関係団体との共催による意見交換会の開催、地方公共団体等への講師派遣を行っている。

厚生労働省では、食中毒事件の対応や、制度の導入、その他食品衛生行政の推進において常に都道府県、政令市との連絡や情報交換を行っている。また、全国各地での意見交換会の際には、開催地自治体との共催や地元の消費者団体、食品関連事業者等との連携により意見、情報の交換を図っている。

農林水産省では、定期的に「消費者等との定例懇談会」を始めとして、消費者、食品関連事業者等との意見交換会を開催している。また、地方農政局や農政事務所による地域におけるシンポジウム、セミナー等を開催するとともに、小・中学校等への出張講座の実施や講師の派遣を行っている。

課題

種々のアンケート調査によると、国民の大部分は、食品の安全性に関する情報を新聞や放送から得ており、正しい科学的評価や、実際に行われている管理措置、リスクコミュニケーションの結果とは異なった情報が流れ、関係者の間で誤解を生ずることのないように、メディア関係者への的確な情報提供や、十分な意見の交換が重要である。

今後、地方公共団体や消費者、関係する業界の団体等の協力を得てさまざまなレベルで多様な意見交換の試みを検討する必要がある。

(5) ホームページ、電子メール、印刷物等による情報発信

取組

各府省とも、食品健康影響評価、リスク管理措置に関する意見・情報の募集、各種会合の開催、その他食品の安全性確保に関する情報の発信に当たっては、それぞれのホームページにほぼ網羅的な情報を毎日更新するなど即時性を重視した運営がなされている。また、各府省間の項目のリンクも進んできている。

食品安全委員会では平成18年6月2日より、食品安全委員会、専門調査会、意見交換会の議論の結果概要を中心としたメールマガジン「食品安全委員会メールマガジン（通称：「食品安全委員会e-マガジン」）」を発刊した。これは週1回発信しており、6月末日時点での登録者数は2,419人である。

農林水産省では、メールマガジン「食品安全エクスプレス」（平成18年6月末日現在の登録者数：1万5,202人）において、農林水産省及び関係府省、機関による報道発表資料、意見・情報の募集、委員会、審議会、意見交換会等の会合開催等の情報を毎日発信している。また、ホームページに「子どものためのコーナー」を設置して子供や子供を持つ親に分かりやすい食と

農の情報提供を行っている。

印刷物については、各府省とも、随時パンフレット等を作成し、地方公共団体、消費者団体、事業関係者等に配布しているが、作成部数は限られている状況である。また、子供向け、高齢者向け、外国人向け等の対象者別の資料作成の要望がある。

食品安全委員会では子供向けのパンフレットとして『科学の目で食の安全を守ろう』を平成18年6月に発行した(70,000部)。また、食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果を視聴覚にも訴えることにより、一般の方々にもわかりやすく伝えるために、DVD『気になるメチル水銀 - 妊娠中の魚の食べ方 - 』を作成した(平成17年度食品安全確保総合調査事業)。本DVDは、保健所などハイリスクグループとされる人々がアクセスしやすい機関や、一般の希望者に配付した(2000部)。

課題

各府省のホームページは、使いやすさについても、随時、改善が加えられてきているが、「利用者が得たい情報になかなかアクセスできない」、「資料のわかりやすい解説が欲しい」、「Q&Aを充実してほしい」等の要望は、依然として後を絶たない。今後とも、利用者の意見を聞きつつ、利便性を向上させていく必要がある。また、各府省のメールマガジン、印刷物による情報発信も、充実してきているが、発表前に専門家や関係者以外にわかりやすさのチェックを依頼するなど、今後とも、読者の構成や反応を見ながら、内容や発信の頻度等を検討していく必要がある。さらに、海外の関係者からは、わが国の食品の安全性確保に関する評価、施策についての最新情報を外国語で発信してほしいとの要望が寄せられている。

わが国は輸入食品への依存が高く、海外の関係者にもわが国の食品安全関係の評価、施策について広く周知していくことが重要であり、今後、外国語での情報提供についての、充実と、ホームページを活用するなどして海外からの情報の紹介等について検討していく必要がある。

(6) 電話、ファクス、電子メール等による問い合わせへの対応

取組

食品安全委員会では、事務局に「食の安全ダイヤル」を設置し、平日の10時から17時まで専任の相談員を配置して電話、ファクス、電子メール等による種々の問い合わせに対応している。食品健康影響評価に関するもののみでなく、広く食の安全一般に関する問い合わせが寄せられている状況である。これらの問い合わせのうち、リスク管理に関するものについては、厚生労働省、農林水産省等に問い合わせの上対応し、概要については、その都度、食品安全委員会、リスクコミュニケーション専門調査会に報告されている。最近の問い合わせ件数は約70件/月となっている。また、「食の安全ダイヤル」に寄せられた問い合わせ等は項目毎にQ&Aの形にまとめて食品安全委員

会のホームページに掲載されている。

課題

食の安全ダイヤルは、食品安全委員会の取組みに関するモニタリングとしても、重要な情報源である。半年～１年単位で、どのような問い合わせ、意見が寄せられているのか、発信した情報に対する反応等を、データとして分析し、リスクコミュニケーションに活用していくことも重要である。

(7) 食品安全モニター

取組

食品安全委員会では、食品の安全性に関し一定の知識を有する全国 470 名の食品安全モニターからの報告を得たり、同モニターを対象としたアンケート調査などを実施している。モニターからの報告、アンケート調査結果については、随時、食品安全委員会及びリスクコミュニケーション調査会に報告されている。また、年 1 回、地域ブロックごとに食品安全モニター会議を開催し、意見・情報の交換を行っている。

課題

食品安全モニターについては、大学等で食品に関係の深い学問を修了していること、食品に関係の深い資格を持っていること又は食品の安全に関する行政・業務に従事したことがあることを要件としているが、こうした要件を緩和し、より広い消費者が応募できるようにすべきとの意見がある。

モニターは身近なコメント提供者であり、食品安全委員会と地域との間で意見・情報の交換を促進する橋渡しの役割も期待されることから、より一層の有効活用を図るとともに、その意見を詳しく分析し、さまざまに活用することを検討していくことも必要である。

(8) 調査及び研究

取組

食品安全委員会では、平成 15 年度より民間調査機関に委託して、諸外国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの状況把握、いわゆる「風評被害」の分析、意見交換会等のリスクコミュニケーションの評価方法の開発、インターネットによる意識調査等を実施している。

また、平成 17 年度より、「食品健康影響評価技術研究」の一環として、リスクコミュニケーション分野の研究を公募により行っている。

厚生労働省では、厚生労働科学研究事業の「食品の安心・安全確保推進研究事業」において、「健康保護を目的とした食に関するリスクコミュニケーションの進め方に関する研究」を平成 15 年度より実施し、行政機関からの情報伝達の在り方や国民の情報認知についての調査・研究、リスクコミュニケーションのトレーニングプログラムの開発などに関する調査研究を行っている。

る。

課題

実施されているリスクコミュニケーション関係の研究については、食品安全委員会で実施したものにあわせて、各府省における調査も含めて、今後、その成果を活用すべく、適宜、リスクコミュニケーション専門調査会においても内容の報告を求め、あるいは公開の報告会を開催するなど検討する必要がある。

(9) 諸外国との連携

取組

食品安全委員会では、民間調査機関に委託して、オランダ及びカナダの食品関係のリスク評価機関のリスクコミュニケーション担当官を招聘し、ワークショップを開催している。(詳細については、調査事業結果の項参照のこと)。また、国際機関や各国の食品安全関係行政機関と連携して、海外の食品安全関係の情報を入手の上、委員会のホームページ上に食品安全総合情報システムとして公表し、関係者の利用に供している。

課題

わが国においては、食品の安全性確保の分野でのリスクコミュニケーションの歴史は浅く、その改善のためには、今後とも、この分野での経験が豊富な諸外国との連携を図っていく必要がある。また、食品の安全性についての考え方は、食文化や制度の違いなどから、国により異なっていることが多い。

このため、特に輸入食品に依存する度合いが高いわが国としては、わが国の食品の安全性についてのリスク評価や管理措置、関係者の考え方などを諸外国に積極的に発信していくことはもとより、諸外国の食品の安全性確保に関する評価、管理施策や関係者の考え方などの情報を国内の関係者の間で共有した上で、諸外国の関係者と意見・情報の交換をしていくことが重要と考えられる。

(10) 食育への取組

取組

平成17年7月に施行された食育基本法に基づいて、平成18年3月に策定された食育推進基本計画においては、食品の安全性の確保に関する情報提供についても食育推進の重要な柱の一つと位置づけており、リスクコミュニケーションを充実させ、国民の食品の安全性に関する基礎的な知識が豊かになる一助とすることとしている。

このため、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省では、まず、このための意見交換会を開催するなど、リスクコミュニケーションを通じていかに食育の推進に貢献していくかについて、着実に検討している。

平成18年6月5日、「食品に関するリスクコミュニケーション（東京） - リスクコミュニケーションはいかに食育に貢献できるか - 」を、約200名の参加を得て開催した。

また、平成18年6月24日に開催された第1回食育推進全国大会（主催：内閣府、大阪府、来場数：10200名）に、食品安全委員会もブース出展し、食品の安全性確保のための「リスク分析手法」についての理解促進と、食品安全委員会の役割を紹介したほか、ブースに訪れた参加者に対し、食の安全に関する意識調査を行い、950名超の方より回答を得るなど取り組みがはじまっている。

課題

平成18年6月5日に開催された「食品に関するリスクコミュニケーション（東京） - リスクコミュニケーションはいかに食育に貢献できるか - 」で行ったパネルディスカッションにおいて、大事な情報、地味な情報はきちんと伝わらない傾向にあり、解決策として、情報を発信する側では、いわゆる簡素化した「わかりやすさ」ではなく、評価や管理措置の論理をきちんと説明すること、あるいは具体的な数値を出してその数値の意味するところをきちんと伝えるといった情報の提供方法に工夫が必要であること、また情報を利用する側には、情報を読み解く力、情報を使う力を身に付ける訓練が必要であることが示唆された。

平成18年6月24日に開催された第1回食育推進全国大会で実施したアンケートによると、「食の安全について、とても、あるいは少し不安」と答える人は、約90%であった（全回答者数958）。一方「食品企業や、行政に質問をしたり意見をのべたことがある」と答える人は、20%弱であった。食育の場面においても、食の安全について、情報提供を充分に行うことの重要性が示唆された。

4. 改善の方向性

（1） 総論

リスク評価機関とリスク管理機関の連携はもとより、行政、消費者、事業者、生産者など食の安全に関わるすべての関係者が正しくリスクを認知して、他の関係者の立場、考え方を理解し、今後の進むべき方向について考えることができるようにしていくことを目指す。このため、現行のリスクコミュニケーションを改善するための目標として、以下を掲げることとする。

関係者間の情報基盤の共有をより向上させる。

意見・情報の交換の双方向性をより向上させる。

意見・情報の交換の効率をより向上させる。

(2) 各論

実行可能で直ちにに取り組むべきと考えられる対策として以下を掲げる。

関係者間の情報基盤の共有

ア 内容、対象を絞った意見交換会の実施

政府が行う意見交換会は主に、関係者が情報を相互に交換することにより、情報の共有化と信頼を確立することを目的としている。

現在、実施されている意見交換会は、食品の安全性に関心のある関係者が100～300人程度が参加して開催されるのが一般的となっている。このような形式は、今後も継続するが、より有意義な意見交換を行うためには、地方公共団体や業界団体、消費者団体の協力を得て、意見交換会の開催目的、交換する情報の質や量、関係者の関心などに合わせて、地域、対象、参加人数を絞った形のきめの細かい意見交換会などの開催方法を検討する必要がある。

イ コミュニケーション・ツールの開発

リスクコミュニケーションを有意義に進めるには、科学的な議論を一般にも分かりやすい形とした資料の提供が重要である。現在提供されている資料は必ずしも十分なものとは言えない。対象を絞り、平易かつ正確性を失わない資料の作成に努めていく必要がある。

ウ リスクコミュニケーターの養成

効果的な意見交換会を実施するには、事前に目標、主な論点の整理、伝えるべきメッセージの確認を行うとともに、意見交換に関わる関係者間の意思疎通を円滑にすることが重要である。このためには、食品のリスクに対する他の関係者の立場や発想、考え方を理解し十分な意思疎通を図ることができる消費者、事業者、専門家等各関係者間のリスクコミュニケーションを支援・仲介できる能力を有する人（リスクコミュニケーター）の養成が必要である。

具体的には、消費者、事業者など関係者を対象とした、ロールプレイングなどを含むリスク分析関係の研修の実施などを検討する必要がある。

エ 情報公開における改善

単に議事録（会議における発言をそのまま書き起こしたもの）を掲載するだけでなく議論の要点やまとめをわかりやすく提供する努力をする必要がある。

意見・情報の交換の双方向性の確保

ア 意見・情報の募集、検討経過の周知と反映

意見・情報の募集に当たっては、検討の経過が分かるようホームページ等を通じて十分な情報提供を行うことが必要である。

また寄せられた意見・情報が、どのように反映されたかがわかるように表現するよう努めるとともに趣旨が同様なものを取りまとめて扱う場合には、同趣旨のものがどの程度寄せられたのかを明示する等の対応が必要と考えられる。

イ メディアカバー調査（マスメディア報道とその影響等の分析）の実施

双方向の意見・情報交換を実施するためには、評価結果等の情報について、新聞や放送にどのように報道され、関係者がどのように受け止め、どのような行動をとるかについて把握、分析し、その後の情報発信に資していくことが重要である。このため、マスメディア報道とその影響等を分析するメディアカバー調査を実施し、調査結果をメディアに提供するなど積極的に活用していく必要がある。

ウ パネルディスカッションの活用

パネルディスカッション方式では、会場参加者の発言時間が不足するという意見があるものの、大規模な意見交換会においては、時間的な制約などから、多数の参加者の間で双方向の意見・情報交換を行うことは困難が多い。このため、意見の対立がある場合については、多様な立場のパネリストの間で徹底した討論を行ったり、必要な場合には同じパネリストが同じテーマで討論を複数回行うことなど意見交換会の時間に合わせてパネルディスカッションの形式を工夫することにより関係者の相互理解を促進することが有効である。

意見・情報の交換の効率の向上

ア メディアトレーニングの実施

多くの国民は情報の入手先をマスメディアに依存しているため、情報発信者は、マスメディアに対して正確で分かりやすい説明を行うことが重要である。このことから、情報の発信者である食品安全委員会委員や、リスク管理措置の責任者である行政機関の職員等を対象に、メディアへの情報の発信方法等を強化するメディアトレーニングの実施を検討する必要がある。

イ フォーカスグループインタビュー等の実施

フォーカスグループインタビューは、対象を限定し10名前後の規模で開催されるため、対象がどのようにリスクを認知しているか等の確認が行いやすいので、施策実施のための背景情報を得るために有効な手段として

欧米諸国では広く導入されている。

また、普段は、食の安全に関して、能動的、積極的な行動をとらず、意見を言わない層の意見や意識を把握するのにも適しているといわれている。一方、食品安全委員会でも食品の安全性に係るリスクコミュニケーションに関する調査において、リスクコミュニケーション手法としてフォーカスグループインタビューの導入効果を評価することから、その評価結果等も考慮しながら、リスクコミュニケーション実施のための背景情報を得るために、フォーカスグループインタビューの導入についても検討する必要がある。

ウ リスクコミュニケーションの評価手法の開発

情報基盤の共有、意見・情報の交換の双方向性、効率などリスクコミュニケーションの有効性を適切に評価する手法を開発し、随時、リスクコミュニケーションの改善を図っていく必要がある。調査・研究結果を効果的なリスクコミュニケーションに役立てるためにリスクコミュニケーション専門調査会への報告を行う。

5. 今後検討すべき内容

これまでの取組を通して得られた課題やリスクコミュニケーション専門調査会での議論を踏まえて改善の方向性を示した。改善の方向性の検討を、効果的に進めるため、今後さらに検討すべき内容として、以下のようなものが挙げられる。

(1) リスクコミュニケーションの検証

意見交換会で実施したアンケート結果については、適宜、リスクコミュニケーション専門調査会で報告を行っており、その都度改善すべき点等の議論がなされているが、開催目的の設定、参加予定者の要望の把握についてその妥当性についても検証する必要がある。また、開催後の結果から、テーマ、開催方法、参加者属性などと、満足度、目標達成度について、アンケート結果やマスコミへのとりあげられ方なども分析する必要がある。

また、食の安全ダイヤルに寄せられる意見、質問等についてもリスクコミュニケーションの改善のためのデータとして収集・整理する必要がある。

(2) 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方

リスク評価機関における透明性・独立性の確保の観点を踏まえ、審議と詳細な議事録を公開することと、審議の要約を公開することのメリットと、デメリット及び、審議を公開しない場合のデメリットや、これらによる人々の信頼性確保への影響を考慮し、効果的な審議、議論を行う方法についても、今後検討していく必要がある。

(3) 地方自治体との協力

自治体が行うリスクコミュニケーションへの支援方法について、地方公共団体の要望や国からの情報の周知など、有効な方法、しくみを、地方公共団体と共に検討する必要がある。

(4) 諸外国との連携

食生活など社会的背景が異なる諸外国における関係者の食品リスクについての考え方や専門家、政府の情報提供のしかたなどについて分析するとともに、我が国のリスクコミュニケーションに関する情報も諸外国に発信し、海外からの情報も紹介する仕組の構築について検討する必要がある。

(5) 食育

食育を行う現場として、学校教育における食育の取り組みも、検討されているところであるが、学校で使用される教材等について、安全に関する正しい情報が提供がされるよう、食品安全委員会としても積極的な情報提供、働きかけを行う必要がある。

6. おわりに

- (1) 本とりまとめは、食品安全行政の改編後3年間を経たところでのものであり、この間、国が実施しているリスクコミュニケーションの取り組みに対する課題について、改善の方向性を「関係者間の情報基盤の共有」、「意見・情報交換の双方向性の確保」、「意見・情報交換の効率の向上」の三項目に整理した上で、それぞれについて取り組み可能な改善策を示した。現時点で具体的な改善策を示すことが難しい問題もあることから、今後さらに検討を進め必要に応じて見直していくべきである。
- (2) 本取りまとめに基づいて、国が実施するリスクコミュニケーションが適切に改善されるべきであり、そのためには必要な組織体制の強化と人材の養成が行われるべきである。
- (3) また、各関係者においても、リスクコミュニケーションの趣旨を十分理解し、より一層、積極的かつ建設的にリスクコミュニケーションに参画していくよう努力していくべきである。

リスクコミュニケーション専門調査会 専門委員及び専門参考人名簿

(平成18年10月1日現在)

〔専門委員〕

- 犬伏 由利子 (消費科学連合会副会長)
- 蒲生 恵美 (目白大学人間社会学部専任講師 公募委員)
- 唐木 英明 (東京大学名誉教授)
- 神田 敏子 (全国消費者団体連絡会事務局長)
- 吉川 肇子 (慶應義塾大学商学部助教授)
- 見城 美枝子 (青森大学社会学部教授)
- 近藤 康子 (サントリー株式会社お客様コミュニケーション部シニア
スペシャリスト)
- 関澤 純 (徳島大学総合科学部教授)
- 高橋 久仁子 (群馬大学教育学部教授)
- 高浜 彰 (全国漁業協同組合連合会漁政・国際部部長代理)
- 千葉 百子 (国際医療福祉大学薬学部教授)
- 中村 憲久 (東京都福祉保健局健康安全室食品監視課長)
- 西片 尚樹 (株式会社主婦と生活社編集第4部
別冊『すてきな奥さん』編集長)
- 福田 久子 (主婦 公募委員)
- 三牧 国昭 (株式会社すかいらーく総合品質保証部長)
- 山本 茂貴 (国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長)

〔専門参考人〕

- 川田 善朗 (全国グラビア協同組合連合会会長)
- 中村 雅美 (日本経済新聞社科学技術部編集委員)
- 中村 善雄 (UIゼンセン同盟常任中央執行委員)

印は座長、○印は座長代理を示す

50音順、敬称略